

地域コミュニティの活性化に向けて

～都市型コミュニティ検討委員会報告書～

平成 22 年 3 月

川崎市都市型コミュニティ検討委員会

川崎市は、平成17年に策定した新総合計画川崎再生フロンティアプランの重点戦略プランの1つに「協働のまちづくりの推進」を掲げ、「地域コミュニティ施策」を推進していくため、学識経験者、町内会・自治会、社会福祉協議会、青少年団体、地域教育会議、商店街からの代表及び公募市民など12名で構成される「川崎市都市型コミュニティ検討委員会」を平成20年4月に設置しました。

本報告書は、平成20年4月から平成22年3月までの川崎市都市型コミュニティ検討委員会の14回にわたる検討の内容や、平成21年7月に開催した「中間報告フォーラム」での意見に基づき、都市化の進んだ川崎市において、地域コミュニティを活性化させるために、どのような課題があり、どのように解決していくか、又、地域コミュニティの核となる「町内会・自治会」とテーマ別に活動しているさまざまな市民活動団体の連携の仕組みをどう構築していくのかなどを、委員会が提言としてまとめたものです。

今後、川崎市がこの報告書を受け止め、よりよいコミュニティ施策に反映されることを望みます。

平成22年3月

川崎市都市型コミュニティ検討委員会



目次

まえがき

はじめに ～都市型コミュニティ検討の背景と意義～	1
第1章 川崎市のコミュニティの現状とその施策	3
第1節 川崎市のコミュニティを形成する組織の実情と課題	3
(1) 町内会・自治会及びその関係団体	3
(2) 市民活動団体	5
(3) その他の団体等	5
第2節 川崎市におけるコミュニティ施策	7
(1) 川崎市の町内会をめぐる動き	7
(2) 川崎市のコミュニティ施策の変遷	8
(3) 都市型コミュニティ検討に至る経過	11
第2章 川崎市のコミュニティ活動事例に見る「連携」	12
第1節 川崎市のコミュニティ活動の事例	13
(1) 宮前区子ども安全・安心協議会	13
(2) 野川西団地自治会	14
(3) 住民交流活動拠点「小倉の駅舎 陽だまり」	15
(4) NPO法人 秋桜舎 コスモスの家	16
(5) すずの会	17
(6) モトスミ・オズ通り商店街振興組合	18
(7) NPO法人 小杉駅周辺エリアマネジメント	19
第2節 川崎市のコミュニティ活動事例に見る「連携」の状況	20
(1) 事例における「連携」の状況	20
(2) 「連携」が創出するコミュニティ力 ^{りょく}	28
第3章 都市型コミュニティ中間報告フォーラム	33
第4章 地域コミュニティ推進の活性化に向けて	39
第1節 川崎市の都市型コミュニティのイメージ	39
第2節 コミュニティ力 ^{りょく} について	41
第3節 地域コミュニティの活性化に向けて	43
(1) 区域について	43
(2) 場について	46
(3) 人材について	50
(4) 資金について	55
(5) 連携・情報について	58
資料編	62

はじめに ～都市型コミュニティ検討の背景と意義～

近年、大規模な住居系開発に伴う転入者の増加、核家族化等に伴う若年世代家族の増加、少子高齢化の進展、ライフスタイル・価値観の多様化、個人意識・個人主義の顕在化など、都市部を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、これらを背景に、地域では地縁意識の希薄化や複雑で解決困難な課題の顕在化といった新たな問題も発生しています。

こうした問題の中には、行政による対応が難しいものも多く、また、これまでのような既存の仕組みに頼ってはいは満たされないニーズも存在しています。

このような状況の下で、市民の誰もが暮らしやすいと感じることのできる地域社会を実現していくためには、平成17年4月に施行された川崎市自治基本条例にも謳われているように、「市民は力を合わせて地域社会の課題を自ら解決していく」ことを目指し、コミュニティづくりに取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。

市内には町内会・自治会を中心とした地縁型のコミュニティが存在し、地域の諸問題に包括的に対応するなど、行政や外部の第三者に対して地域を代表する立場にあります。地域における地縁意識の希薄化や町内会・自治会への加入率の低下、役員の高齢化・固定化などを背景に、こうした既存のコミュニティだけでは、新たな問題に柔軟に対応していくのが困難な状況も見受けられます。

一方、川崎市内のボランティア活動や市民活動に関して言えば、従来から、さまざまな団体が地域において、それぞれの分野で活発な活動を行っていました。

さらに、平成7年の阪神淡路大震災をきっかけに、ボランティア活動に対する関心が高まるとともに、特定非営利活動促進法が施行(平成12年)され、市民活動がより多くの市民に認知されることとなりました。川崎市においても、市民活動団体は、財団法人かわさき市民活動センターで把握している団体数だけでも、既に1,500以上あり、そのうち法人格を取得している団体も300を超えています。また、各区では市民活動団体からの事業提案による事業の実施を行うなど、市民活動団体が区役所とともに地域課題の解決の担い手となる機会が増えてきています。

2005年の国民生活審議会総合企画部会の報告では、「自主性と責任を自覚した人々が、

問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人のつながりの総体」がコミュニティであると定義しています。つまり、市民活動団体や地縁型団体などの組織そのものをコミュニティと呼ぶのではなく、それらの団体の取り組みを通じて形成される市民や団体間のつながりがコミュニティであるということが述べられています。

さまざまな課題を多く抱え、期待される活動が困難になってきている町内会・自治会にとって、市民活動団体などとの連携は、新たな可能性を拓くものとして検討に値するものであり、また、市民活動団体においても、地域を支え続けている町内会・自治会の歴史的経緯や活動の性格を理解した上で、連携によってより充実した活動展開を検討するなど、それぞれの組織の目的が地域の幸福に資するという点で共通するものであることを踏まえ、お互いに連携して公益に貢献することが望まれています。

そこで、川崎市では、コミュニティの尊重等について規定した川崎市自治基本条例第9条の具体的な検討を視野に入れ、新総合計画川崎再生フロンティアプランの重点戦略プランの1つに「協働のまちづくりの推進」を掲げ「地域コミュニティ施策」を推進していくため、平成20年4月に川崎市都市型コミュニティ検討委員会を設置して検討を開始しました。この検討委員会での主題である「都市型コミュニティ」とは、一般的な「農村型コミュニティ」と対峙する概念ではなく、一部農村地域や里山などの昔ながらの地域を抱えつつ、一方でかなりの地域で都市化の進んだ川崎市においてのコミュニティというとらえ方をしています。約2年間にわたる、委員会での討論やフォーラムを通じて得た意見を基に、報告書を作成いたしました。もとよりこの報告書により、川崎市の地域コミュニティが活性化する由もなく、今後は報告書の提言を受け、どう施策化され、実施し、その効果が図られていくのか。今はその端緒についたばかりであります。

